## 横浜市私学助成幼稚園 副食費の徴収に係る補足給付事業 FAQ (園向け)

No	対象	カテゴリー	Q	A						
1	法人・園		補足給付費の請求・給付スケジュールを教 えてほしい。	補足給付費の請求・給付スケジュールは以下のとおりです。						
		請求		対象となる 給食実施期間	R4.4月~R4.8月	R4.9月~R5.3月	R5.4月~R5.8月	R5.9月~R6.3月	R6.4月~R6.8月	
			2 C 14 C 0 '0	請求【法人·園→市】	~R4.9/11	~R5.3/31	~R5.9月	~R6.3/31	~R6.9月	
				給付【市→法人·園】	R4.10月	R5.5月	R5.10月	R6.5月	R6.10月	
2	法人・園	請求	請求は年2回だが、なぜ4~8月(5か月)9~3月(7か月)と半年ごとではないのか。	算定に用いる市民税額が8月に更新されます。9月からは新年度の市民税額をもとに補足給付の補助の対象が更新されるため、請求においても4月~8月、9月~3月と分けています。						
3	法人・園	請求	「副食費の徴収にかかる補足給付確認書」には、なぜ認定保護者の自署が必要なのか。	補足給付確認書における認定保護者の自署は、補足給付費として減額もしくは返金された金額を保護者が確認するとともに、補足給付費の受領及び請求について園に委任するため必要となります。 必ず署名いただいた上でご提出いただきますようお願いいたします。						
4	法人・園	徴収方法等	補足給付の対象者については、補足給付費 分を減額して給食費を徴収するとのことだ が、先に給食費を徴収し、後からまとめて補 足給付費分を返金してもよいか。	減額対応が難しい場合、後から補足給付費分を保護者に返金していだいてもかまいません。ただし、請求時に、補足給付費について保護者が確認し署名した「補足給付費確認書」が必要となりますので、確認書の署名前までには返金対応していただくようお願いいたします。						
5	法人・園	徴収方法等	補足給付費の返金を行う際に、保護者から 振込手数料を徴収してもよいか。	返金方法については特段決まりはありません。口座振込により振込手数料を保護者から徴収する場合は、園のこれまでの規定に従いご対応ください。 なお、補足給付費は副食材料費について給付されるものであるため、補足給付費から振込手数料を差し引くことはできません。						
6	法人・園	対象	「対象」となった児童は、就学前までずっと対象となるのか。	補足給付の対象有無の変更時期は主に次のとおりです。(下図参照) 【第3子】 3月末に年度切替による再算定を行い、補助対象に変更がある場合があります。 【年収360万円未満相当】 8月末に算定基準課税年度変更による再算定を行い、補助対象に変更がある場合があります。 【その他】 世帯の変更、修正申告等による税更新により、上記時期以外に変更になる場合があります。 ※上記「第3子」・「年収360万円未満相当」の変更時期を含め、変更があった場合は、区役所より契約児童情報変更票にてお知らせします。						
7	法人・園	対象	現在は給食を実施していないが、今後給食 を開始する場合、どうしたらよいか。	給食を開始する、やめる等、食事提供状況に変更がある場合は、保育・教育給付課の私学助成幼稚園補足給付事業担当までご連絡ください。食事提供実施状況を聞き取りし、必要に応じて補足給付対象の有無を変更します。						

No	対象	カテゴリー	Q	A	
8	保護者	申請	8月に、課税年度変更による補足給付有無 の再算定があるとのことだが、「補足給付費 交付申請書」を保護者は改めて提出する必要 があるのか。	すでに申請いただいてる保護者の方は改めて提出する必要はありません。 新規で補足給付の申請を希望する方は、「補足給付費交付申請書」を園のある区の 区役所こども家庭支援課(横浜市外の幼稚園の場合は、保護者が居住する区の区役所 こども家庭支援課)に提出してください。	
9	保護者	申請	世帯状況または課税状況などに変更があったときに変更申請が必要とのことだが、具体的にどのような場合か。	主な場合は次のとおりです。 ①世帯構成に変更があった場合 (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等) ②市民税(住民税)所得割額に変更があった場合 (修正申告をされた場合等) ③きょうだい児が幼稚園・認定こども園・認可保育所以外の施設・事業を利用する、または利用をやめる場合 ※提出書類については、横浜市HPをご確認いただき、園のある区のこども家庭支援課(市外の園はお住いの区のこども家庭支援課)にご提出ください。	

## 【補足給付の対象有無の変更時期】

